

同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は玉野市立玉野商業高等学校同窓会と称し、その事務局を母校におく。
第2条 本会は会員相互の親睦をはかりあわせて母校の発展に寄与する。

第2章 事 業

- 第3条 本会は次の通り事業を行う。
1. 会員名簿の発行
 2. 会員の会合及び会員相互の慶弔
 3. 母校の発展に資する事業
 4. その他必要と認める事項

第3章 会 員

- 第4条 本会は玉野市立玉野商業高等学校の卒業生をもって組織する。

第4章 特別会員

- 第5条 本会は母校の教職員及び事務職員であった者並びに現にその職にある者を特別会員とする。

第5章 役員及び特別会員

- 第6条 本会は下記の役員をおく。
1. 会 長 1 名 会長・副会長により会員中より選出する。
 2. 副 会 長 若干名 会長により会員中より選出する。
 3. 顧 問 若干名 会長と特別会員を経験した者から会長により委嘱する。
 4. 相 談 役 若干名 副会長と理事を経験した者から会長により委嘱する。
 5. 理 事 若干名 理事会において会員中より選出する。
 6. 会計監査 2 名 理事会において会員中より選出する。
 7. 幹 事 若干名 会員の互選により各期より選出する。
- 上記役員については、理事会と幹事会の承認を得る。
- 第7条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 会長は会務を総括し、副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
 2. 会計監査は会計を監査する。
- 第8条 本会は下記の特別会員をおく。
- 名誉会長 1 名 現に母校の校長の職にある者を推薦する。
学校理事 若干名 特別会員中のうち、現職者より会長が委嘱する。
名誉会長並びに学校理事は本会の重要事項に関してその諮問に応ずるものとする。

第6章 職 員

- 第9条 本会は下記の職員をおく。
- 事務局長 1 名 会長がこれを委嘱する。
書 記 1 名 会長がこれを委嘱する。
会 計 1 名 会長がこれを委嘱する。

- 第10条 事務局長は本会の事務を総括し処理する。
書記は本会の事務を処理する。
会計は本会の会計を処理する。

第7章 任 期

- 第11条 役員・職員の任期は2年とする。但し留任は妨げない。
欠員が生じた場合は補欠役員を選出する。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8章 理事会

- 第12条 理事会は会長が必要と認めた場合召集する。
第13条 理事会の議決はすべて出席理事の過半数の賛成を要する。
第14条 理事会は下記の事項を行うものとする。
1. 理事会において必要と認めた事項の議決
2. 資産の管理及び処分
3. 会則の改正・細則の制定

第9章 幹事会

- 第15条 定期幹事会は年1回これを開催する。
但し、会長が認めた場合臨時に開くことができる。
第16条 幹事会は下記の事項を行うものとする。
1. 予算の議決及び決算の承認
2. 会長及び副会長の承認
3. 理事・会計監査の選出
4. 会務・会計の報告
5. その他本会の目的達成上必要と認められる事項
第17条 幹事会の議決はすべて出席幹事の過半数の賛成を要する。

第10章 総 会

- 第18条 理事会の議決により年1回開催する。

第11章 会 計

- 第19条 本会の経費は会員の会費及び篤志寄付金をもってこれに充てる。
会員は金4,000円を終身会費として納めるものとする。一旦納付した会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。
第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第12章 支 部

- 第21条 市・町・村または職場を単位として会長の承認を得て支部を設けることができる。
付則
1. この会則は平成25年7月1日より施行する
2. 会員は職業・住所・氏名などに異動を生じた時、その旨を本会に届け出るものとする。